

(4) 初診日の確認について

(1)～(3)までは、「かけはし」第58号の障害年金講座を参照してください。

Q7

平成31年2月1日から改正された20歳前障害基礎年金の初診日確認の添付書類の取扱いの緩和について、具体的に教えてください。



A7

改正前は、初診日時点の年齢にかかわらず、初診日を証明する書類（受診状況等証明書）の添付が必要でした。

改正後は、2番目以降に受診した医療機関の受診日より、障害認定日が20歳到達日以前であることが確認でき、かつ、その受診日前に厚生年金等の加入がない場合は、最初に受診した医療機関の初診日証明の添付が不要となりました。

具体的には、以下のとおりです。

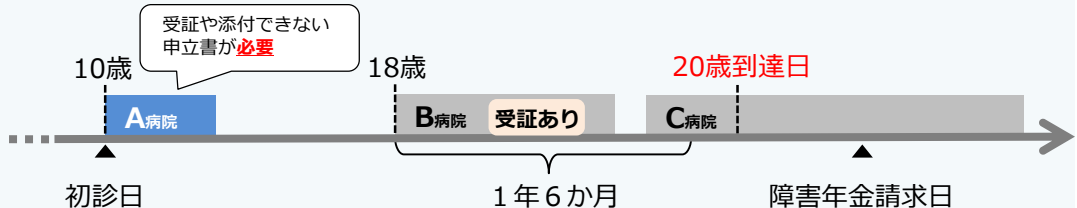
基本的な事例

今までの取扱いと
改正後の取扱い

- ◆ 最初の医療機関（A病院）10歳～15歳まで受診 ⇒ 受診状況等証明書の添付なし
- ◆ 2番目の医療機関（B病院）18歳～19歳まで受診 ⇒ 受診状況等証明書の添付あり
- ◆ 3番目の医療機関（C病院）19歳～請求時まで受診

～今までの取扱い～

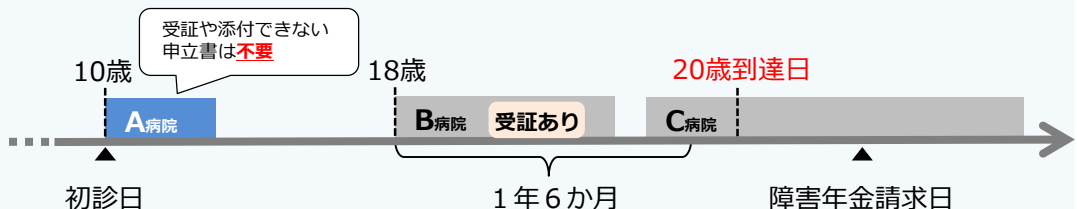
B病院の「受診状況等証明書」の添付があっても、A病院の「受診状況等証明書」又は「受診状況等証明書が添付できない申立書」の添付が必要でした。



～改正後の取扱い～

B病院の「受診状況等証明書」で18歳から受診していることが確認できる場合、A病院の「受診状況等証明書」又は「受診状況等証明書が添付できない申立書」の添付は不要です。

※ B病院の受診から1年6か月経過した日が、20歳到達日前のため。



具体的な事例

その1

- ◆ 最初の医療機関 (A病院)
- ◆ 2番目の医療機関 (B病院)
- ◆ 3番目の医療機関 (C病院) ⇒ 受診状況等証明書の添付あり
- ◆ 4番目の医療機関 (D病院)
- ◆ 5番目の医療機関 (E病院) ⇒ 認定日診断書の添付あり

～障害認定日が20歳到達日以前と確認できるケース～

C病院の「受診状況等証明書」が添付されており、障害認定日は20歳到達日以前であることが確認できるため、A病院およびB病院の「受診状況等証明書」又は「受診状況等証明書が添付できない申立書」の添付は不要です。



具体的な事例

その2

- ◆ 最初の医療機関 (A病院)
- ◆ 2番目の医療機関 (B病院)
- ◆ 3番目の医療機関 (C病院)
- ◆ 4番目の医療機関 (D病院) ⇒ 受診状況等証明書の添付あり
- ◆ 5番目の医療機関 (E病院) ⇒ 認定日診断書の添付あり

～障害認定日が20歳到達日以前と確認できないケース～

D病院の「受診状況等証明書」が添付されているが、障害認定日は20歳到達日以前であることが確認できないため、A病院～C病院いずれかの「受診状況等証明書」の添付が必要。 (いずれも添付できない場合は、「受診状況等証明書が添付できない申立書」等、従来どおりの書類を添付してください。)

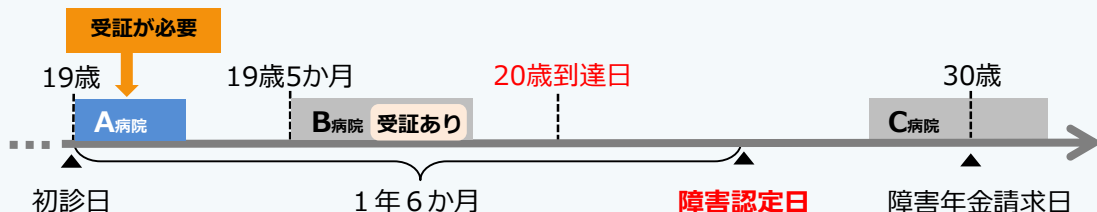


具体的な事例 その3

- ◆ 最初の医療機関 (A病院)
- ◆ 2番目の医療機関 (B病院) ⇒ 受診状況等証明書の添付あり
- ◆ 3番目の医療機関 (C病院)

～初診日から1年6か経過した日が20歳到達日後となるケース～

B病院の「受診状況等証明書」が添付されている場合であっても、A病院の「受診状況等証明書」の添付が必要です。
添付できない場合は、A病院の「受診状況等証明書が添付できない申立書」等、従来どおりの書類の添付が必要です。

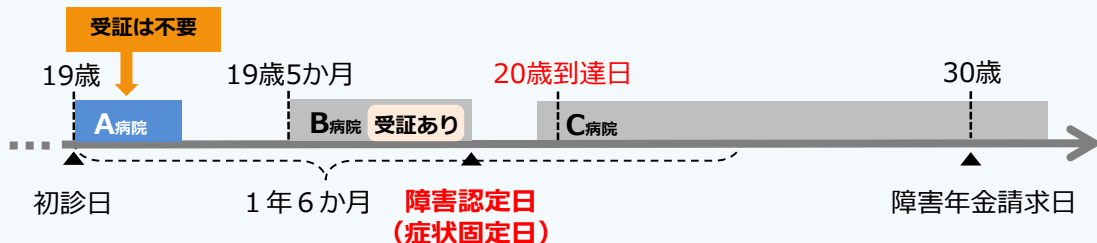


具体的な事例 その4

- ◆ 最初の医療機関 (A病院)
- ◆ 2番目の医療機関 (B病院) ⇒ 受診状況等証明書の添付あり
- ◆ 3番目の医療機関 (C病院)

～初診日から1年6か経過する前に症状固定し、 症状固定日（障害認定日）が20歳到達日以前となるケース～

B病院の「受診状況等証明書」が添付されている場合、A病院の「受診状況等証明書」の添付は不要です。



Q8

生まれながら（生来）の知的障害で障害年金を請求します。受診状況等証明書等の初診日の証明は必要ですか？



A8

生まれながら（生来）の知的障害に限っては、受診状況等証明書等の初診日の証明は、不要です。（初診日は、生まれた日に置き換えて審査します。）

※ 高熱などが原因で知的障害になった場合は、初診日の証明が必要です。

Q9

先天性の疾患の場合の初診日は、生まれた日となりますか？



A9

知的障害以外は、初診日が生まれた日とはなりません。

生まれながら（生来）の知的障害以外は、先天性の疾患であっても初診日は実際にその疾患で初めて受診した日となります。初診日が20歳以降の場合は、納付要件の確認も必要です。なお、初診日が20歳前の場合は、Q7を参考にしてください。

Q10

知的障害のない発達障害で障害年金を請求します。初診日は20歳以降ですが、先天性の障害のため、20歳前障害となりますか？



A10

20歳前障害とはなりません。知的障害のない発達障害は、その症状で初めて受診した日が初診日となります。初診日が20歳以降なので、納付要件の確認も必要です。

Q11

療育手帳をお持ちの方は、受診状況等証明書等の初診日の証明の添付は不要ですか？



A11

療育手帳の交付の有無にかかわらず、以下の取扱いとなります。

生まれながら（生来）の知的障害に限っては、受診状況等証明書等の初診日の証明は、不要です。（初診日は、生まれた日に置き換えて審査します。）

知的障害以外の発達障害などで、療育手帳を交付されている場合は、初診日が確認できる書類の添付が必要です。なお、初診日が20歳前の場合は、Q7を参考にしてください。